

自動車運転代行業における適正な業務運営の確保に向けた
「利用者保護」に関する諸課題への対応方針について

1. 運転代行料金の統一ルール化

運転代行の利用者にとって、シンプルで分かりやすい料金とするため、料金の種類及び料金の適用地点など料金体系の統一ルールを定めたガイドラインの策定を検討する。

なお、料金体系の統一ルール化の検討に当たっては、料金の算出基礎となる距離・時間の単位が事業者毎に多種多様な状況にあることから、具体的な算出基礎単位の統一については、自動車運転代行業に関する事務・権限の地方分権を図った趣旨に鑑み、都道府県（知事部局。以下同じ。）における将来的な検討課題として整理する。

また、「公正な取引の確保」のための料金メータ器設置の義務化については、運転代行業者の費用負担等に考慮し、引き続き、今後の検討課題とするが、当面、義務化の前提となるメータ器の基準・規格等の策定について検討を進めることとする。

2. 随伴用自動車の損害賠償措置

自動車運転代行業者の増加等に伴い、業務上の交通事故件数が、近年、高止まりの状況にあるとともに、随伴用自動車による悲惨な人身事故が発生している状況にあることから、随伴用自動車の損害賠償措置について、その義務付けを明確化し、補償限度額を設定することを検討する。

3. 保険等契約失効者への措置

交通事故による損害賠償が補償されないこととなる損害賠償責任保険等の契約失効者に対して、損害賠償責任共済組合と連携を図り、速やかな改善措置を求める法に基づく指示等の厳格な行政処分を課すことを検討する。

4. 役務提供の条件説明の確保

運転代行の利用者に対する役務提供の条件の説明不足等から生じる利用者とのトラブルや利用者からの苦情が後を絶たない状況にあることから、利用者に対する十分な説明の実行が確保されるよう、利用者に対する説明用書面について、運転代行業界団体と協同して標準化した様式を作成し、利用の促進を図ることを検討する。

5. 随伴用自動車の表示の変更

随伴用自動車の表示を遵守しない運転代行業者が未だに散見されるとともに、表示方法にも不適切な業者が見受けられることから、随伴用自動車の表示方法等の厳正化を図ることを検討する。

また、確実な損害賠償措置の確保を図る観点から、損害賠償責任共済組合の協力のもと、随伴用自動車に対して「保険期間の満了する時期」及び「利用者は乗車できない旨の注意喚起事項」等を表示する措置を講じることを検討する。

6. 運転代行業務従事者への指導

運転代行業界における更なる「交通の安全」や「利用者保護」を確保するとともに、運転代行業務従事者に対する指導・教育について、運転代行業者毎に差異がなく、十分な指導・教育が実施されるよう、運転代行業界団体において「運転代行業務従事者指導・教育マニュアル」を作成することとし、警察庁と連携してこの作成を支援する。

7. 報告・立入検査の強化

運転代行業者による白タク等違法行為防止の徹底を図るため、都道府県による街頭指導や立入検査の強化を図るとともに、都道府県による厳格な検査を実施するための都道府県用の「立入検査マニュアル」の作成を検討する。

また、随伴用自動車の適正な表示の徹底を図るため、運転代行業者に対して、随伴用自動車の車体表示を写した写真による報告を求ることを検討する。

8. その他

運転代行業者による違法行為防止の徹底を図るため、運転代行業界団体と連携した街頭パトロールや違法行為防止のキャンペーン、運転代行業界団体から国土交通省への通報制度の導入等を検討する。

また、運転代行業者の健全な育成を図るため、将来的に運転代行業界団体自らが、その構成員である個別の運転代行業者等に対する業務点検や新規参入業者等を対象とした自主的な定期指導講習会が実施できるよう、業界団体において、構成員の拡充を図った上で制度設計や地方組織の体制整備を検討することとし、警察庁と連携して助言や講師派遣等による支援を行う。